

産地デジタルマーケティング実装化事業エキスパート派遣業務に係る業務委託仕様書

岡山県（以下「本県」という。）が、産地デジタルマーケティング実装化事業のエキスパート派遣業務を委託するにあたり、次のとおり仕様書を定める。

1 委託業務名

産地デジタルマーケティング実装化事業エキスパート派遣業務

2 目的

農業の収益力向上を図り、産地を維持発展させていくためには、消費者や実需者のニーズを踏まえた農産物を生産し、消費者に届ける仕組みづくりが重要になっている。

そこで、流通や販売のエキスパートが生産者と連携し、消費者等のニーズの把握や調査等を行い、マーケティング戦略の策定と実行を効率的かつ効果的に進める。

これらのマーケティング活動から儲かる農業が実現できる販売体制と生産体制の整備により、産地の販売力強化を総合的に支援する。

3 用語の定義

この仕様書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- ・「委託事業者」 委託業務を受託した事業者をいう。
- ・「業務従事者」 委託業務に従事する者をいう。

4 委託期間

委託業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月12日までとする。

5 委託業務の概要

(1) 本県産農産物のマーケティング活動支援業務（30日程度）

①プロジェクトチームの運営支援

本県産農産物の生産者組織等を主体とし、関係機関で構成するプロジェクトチームの構成員となり、チーム内の意識統一等を図り、マーケティング活動（ターゲット設定や4P）が効率的に運営できるよう組織構築の支援をすること。

②消費者・実需者ニーズの実態把握と分析業務

プロジェクトチームで検討した、新たな商品づくりや販路開拓等のため、デジタルを活用したマーケティングリサーチを行い、消費者・実需者ニーズの実態把握及び分析を行うこと。

③マーケティング戦略の策定業務

②に基づき、プロジェクトチームでマーケティング戦略を策定する際に、助言するとともに、具体的な方針や計画を立てること。

④マーケティング戦略の実行支援業務

③で策定した戦略に基づく実行を支援すること。

⑤マーケティング活動の検証と今後の方針策定業務

④の実行を踏まえて各活動の検証を行い、今後の対策や方針等をプロジェクトチームで検討し、新たな活動へつなげるための支援をすること。

(2) マーケティング活動等の情報発信業務（2日程度）

本県での取組事例に加え、農産物に関するマーケティング活動の有効性や意義について本県が企画する研修会や講演会で情報発信等を行うこと。

(3) その他（随時）

本県に関わる農業施策（マーケティング関係）の推進支援及び電話やメールでの相談に対応すること。

ただし、電話やメールでの相談は本事業の事務局を通じて行うこととする。

6 情報セキュリティ対策等

委託事業者は、委託業務の履行に際して、個人情報等の取扱いがあることを踏まえ、国の示す取扱要項、及び別記個人情報取扱特記事項、その他本県の指示を遵守して、適正な管理を行うこと。

7 業務従事者の提示

委託事業者は、あらかじめ業務従事者について、委託業務従事者名簿を作成、本県に提出すること。交替、臨時就業などの異動がある場合、その都度提出すること。

8 秘密の保持

委託業務の履行の過程で、委託業者が知り得た情報については、委託期間中に留まらず、委託期間終了後も、みだりに他に漏らし、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないこと。委託事業者は、業務従事者に対して同様の観点で指導の上、就業中又は離職後においても守秘義務を遵守させること。

9 報告書等

委託事業者は、委託業務に関する報告書等を次のとおり提出すること。提出期限等の詳細については、委託事業者と本県で別途協議を行い、決定するものとする。報告は書類での1部提出を原則とするが、必要に応じ本県の指示に基づき、電子媒体で提出すること。

種 類	提出期間
支援した組織等のマーケティング戦略	業務終了後 1 週間
マーケティング活動の検証結果	業務終了後 1 週間
活動報告	業務終了後 1 週間

10 著作権の取扱い

(1) 著作権の帰属

委託事業者は、委託業務の履行過程で生じた著作物（「著作物」は著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1号に定めるところによる。なお、著作物には委託期間中に追加・修正された著作物を含む。）に対する著作権を無償で本県に譲渡する。委託事業者が著作物を使用し、また、第三者に使用させる場合は、本県と協議の上、対応を決定する。

(2) 第三者の著作権の取扱い

委託事業者は、委託業務の履行過程で生じた著作物に、第三者が従来から権利を有する著作物を含めた場合は、本県が特に指示したものを除き、本県が著作物の使用、改変を含めた自己のための一切の利用に支障がないよう、委託事業者の責任で必要な対応を全て行うこと。

(3) その他

その他、委託業務に関する成果物をはじめとする著作物の取扱い及び権利に関する事項については、本県と委託事業者間で協議の上、対応を決定する。

11 その他

今回の事業実施に効果的な企画がある場合は、提案書に盛り込むこと。

12 実施報告書の提出

(1) 成果物 実施報告書（A4判）1部

(2) 提出場所 岡山県農林水産部農産課

(3) 提出期限 令和9年3月12日（金）

(4) その他 成果物の作成にあたっては、次の点に留意すること。

- ・事業の実施状況等をわかりやすく正確に記載すること。
- ・本事業実施による効果を調査し、取りまとめること。